



# しかチャンネル 番組ガイド5月

(や): やすらぎテレビ (か): かがやきテレビ  
 (う): うるおいテレビ (い): いきおいテレビ  
 (ふ): ふれあいテレビ (み): みらいテレビ

曜日	月・水・金	火・木	土・日
時間	番組内容	番組内容	番組内容
6:00	(や) 健康診断を受けてよかった	(かA) 志賀町の文化財-第4回-	(う) いつまでも安心して暮らすために
7:00	(い) 観光施設の紹介	(かB) 体験スポーツ～ゴルフ編～	(み) しかチャンニュース
8:00	(う) いつまでも安心して暮らすために	(み) しかチャンニュース	(や) 健康診断を受けてよかった
9:00	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース	(かB) 体験スポーツ～ゴルフ編～
10:00	(かA) 志賀町の文化財-第4回-	(や) 健康診断を受けてよかった	(い) 観光施設の紹介
11:00	(かB) 体験スポーツ～ゴルフ編～	(い) 観光施設の紹介	(う) いつまでも安心して暮らすために
12:00	(み) しかチャンニュース	(う) いつまでも安心して暮らすために	(かA) 志賀町の文化財-第4回-
13:00	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース
14:00	(や) 健康診断を受けてよかった	(かA) 志賀町の文化財-第4回-	(み) しかチャンニュース
14:45	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより
15:00	(い) 観光施設の紹介	(かB) 体験スポーツ～ゴルフ編～	(や) 健康診断を受けてよかった
16:00	(う) いつまでも安心して暮らすために	しかチャンニュース	(かB) 体験スポーツ～ゴルフ編～
17:00	(かA) 志賀町の文化財-第4回-	(や) 健康診断を受けてよかった	(い) 観光施設の紹介
18:00	(かB) 体験スポーツ～ゴルフ編～	(い) 観光施設の紹介	(かA) 志賀町の文化財-第4回-
19:00	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより
19:30	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース
20:45	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより
21:00	(み) しかチャンニュース	(う) いつまでも安心して暮らすために	第37回羽咋郡市消防団連合会訓練大会
22:00	(や) 健康診断を受けてよかった	(かA) 志賀町の文化財-第4回-	志賀町の文化財-第1回-
23:00	(い) 観光施設の紹介	(かB) 体験スポーツ～ゴルフ編～	志賀町の文化財-第3回-
24:00	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース
25:00	終了	終了	終了

※都合により、放送内容を一部変更することがあります  
 地上デジタル放送(091ch)のEPGでもご覧いただけます。

## ■ 健康診断を受けてよかった

～特定健診・特定保健指導／がん検診～

健康診断は病気の早期発見や早期治療にとって必要不可欠です。

特定健診・特定保健指導がどのようなものかわかりやすく説明します。

## ■ いつまでも安心して暮らすために

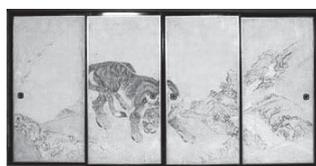
～高齢者の交通安全～

(歩行者編) 高齢者に多くみられる歩行中の事故。それも自宅周辺が多いといわれます。道路の横断や夜間歩行など歩行中の注意点を紹介します。

## ■ シリーズ志賀の文化財

志賀町にある文化財を紹介するシリーズです。

第4回は、『絵画』です。



紙本着色虎図(池野観了筆)

## SCNの自主番組『しかチャンネル』で 広告宣伝放送をしませんか？

志賀町ケーブルテレビネットワークでは、「しかチャンネル」で広告宣伝放送を希望する事業者を募集しています。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.shika.lg.jp/>

### 【お問い合わせ・申込み】

情報推進課(志賀町ケーブルテレビネットワーク)

☎ 32-9261 または 32-9999

町内IP 8-32-9261 または 8-32-9999

・弁護士（元高等検察庁検事）  
愛知学院大学法科大学院特任教授  
國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなろ法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保険推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任、その他、愛知県警察学校で講師。

# 法 相 談 律

## 派遣社員を巡る問題

同じ仕事で1年以上勤めれば、派遣先の社員になれる！

Q：私は、派遣社員として、いくつかの派遣先で事務の仕事をしています。真面目に働いているので、どこかの派遣先でも重宝がられ、派遣会社でも切れ目なく派遣先を紹介してくれますが、やはり生活が安定する正社員になりたいというのが本音です。友人から、「同じ会社で1年以上同じ仕事をする派遣社員は、本人が希望すれば派遣先の正社員になれる」という話を聞かされました。私は、現在、B商會に派遣され、そこで事務員として1年以上働いています。それまでの派遣先は、派遣期間1年でしたが、B商會の希望で派遣期間は2年になりました。友人の話は本当なのでしょうか。

A：派遣社員とは、派遣会社に雇われたままで、他の会社（派遣先）の指揮命令を受け、その派遣先のために働く労働者のことを言います。仕事は派遣先の事務所などですが、給料は派遣会社から受け取り、社会保険も派遣会社のものであります。しかし、一般的に派遣社員の労働条件は正社員よりも低く、その待遇改善と権利の保護が大きな社会問題になっています。特に、派遣期間（契約期間）の短さがその不安定さの要因です。というのは、派遣会社は派遣期間の終了後、次の派遣先を必ず紹介してくれるとは限りません。派遣期間

は、専門的な知識、技術、経験を必要とする業務で制限がない業務もありますが、それ以外（一般事務、店員、レジ、メーカーの製造業務など）の業務は、同じ派遣先で働ける期間（派遣可能期間）は最長3年です。したがって、Aさんは一般事務職ですから、同一派遣先での派遣可能期間は最長でも3年です。

派遣社員は、派遣期間が終わると、派遣先での仕事は終わりです。登録した派遣元の会社から次の先を紹介され、新しい派遣先に移ります。その派遣期間が1年を超える場合、派遣会社も派遣先も、同じ派遣社員を、派遣期間を超えて働かせることも、派遣契約の更新もできません。派遣社員を、その期間を超えて働かせる場合、派遣社員が希望すれば、派遣先は直接雇用する旨の申入れをする必要があります（労働者派遣法40条の4）。また、3年を超えて雇う場合は、必ず直接雇用する旨の申入れをしなければなりません（同法40条の5）。Aさんの場合、もし派遣期間が1年なら、派遣期間を超えて働いていますから、友人の言うようにB商會に直接雇用するよう要求できるでしょう。しかし、B商會は契約で派遣期間を2年と決めているようです。この場合には、まだ派遣期間中であり、Aさんとしては、「派遣期間が終わった後も、ここで働きたい」と希望を出しておくしか方法はありません。

以上